

介護保険法（抜粋）

第三章 介護認定審査会

（介護認定審査会）

第十四条 第三十八条第二項に規定する審査判定業務を行わせるため、市町村に介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）を置く。

（委員）

第十五条 認定審査会の委員の定数は、政令で定める基準に従い条例で定める数とする。

2 委員は、要介護者等の保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者のうちから、市町村長（特別区にあっては、区長。以下同じ。）が任命する。

（平一七法七七・一部改正）

（共同設置の支援）

第十六条 都道府県は、認定審査会について地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の七第一項の規定による共同設置をしようとする市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うことができる。

2 都道府県は、認定審査会を共同設置した市町村に対し、その円滑な運営が確保されるように必要な技術的な助言その他の援助をすることができる。

（政令への委任規定）

第十七条 この法律に定めるもののほか、認定審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

さいたま市介護保険条例（抜粋）

（介護認定審査会の委員の定数）

第2条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第15条第1項に規定するさいたま市介護認定審査会の委員の定数は、340人以内とする。

さいたま市介護保険条例施行規則（抜粋）

（合議体）

第2条 さいたま市介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）に設置する合議体（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第9条第1項に規定する合議体をいう。以下同じ。）の数は、68以内とする。

2 合議体を構成する委員の定数は、5人とする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第28条第2項若しくは第3項又は第33条第2項若しくは第3項に規定する申請の審査を行う場合は、3人又は4人とするすることができる。

3 合議体の会議は、合議体の長が招集し、その議長となる。

4 合議体の長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 合議体の会議は、公開しない。

（介護扶助に係る審査判定業務の受託）

第3条 認定審査会は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第15条の2の規定による介護扶助の決定のための要介護認定及び要支援認定に係る審査判定業務を行うことができる。

さいたま市介護認定審査会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「さいたま市介護保険条例施行規則（平成13年規則第131号。以下「規則」という。）」第33条の規定に基づき、さいたま市介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 認定審査会に会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、認定審査会を代表する。

3 会長は、委員の中から副会長を3人指名し、副会長は会長を補佐するとともに会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 副会長が職務を代理するときは、予め会長が定めた順序による。

(合議体)

第3条 規則第2条第1項の規定により設置する合議体の名称及び所管区域は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めた場合は、合議体は、所管区域以外の区域に係る審査及び判定の案件を取り扱うことができる。

3 合議体の長を委員長とし、委員長は合議体の会務を総理する。委員長は委員の中から副委員長1人を指名し、副委員長は委員長を補佐するとともに委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 認定審査会は、委員のうち医師を欠くときは会議を開催しない。

(審査及び判定)

第4条 審査及び判定に当たっては、委員間の意見の調整を行い、合意を得るよう努めることとし、合議体の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

2 認定審査会は、審査対象者について、認定調査票のうち「基本調査」及び「特記事項」並びに「主治医意見書」に記載された主治医の意見に基づき、「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）」による要支援認定基準及び要介護認定基準に照らして、次の第1号及び第2号について審査及び判定を行い、特に必要がある場合については、次の第3号及び第4号について意見を付するものとする。

(1) 要介護状態又は要支援状態に該当すること

(2) 介護の必要の程度等に応じて認定基準で定める区分（以下「要介護状態等区分」という）なお、要介護状態等区分の決定に当たっては要介護認定等基準時間等に基づき介護にかかる時間の審査（以下「介護の手間に係る審査判定」という。）を行い、介護の手間に係る審査判定において、要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態（以下「要介護1相当」という）に該当すると判定された審査対象者については、認知症の程度や心身の状況の安定性等に基づき、心身の状態の維持又は改善の可能性の審査（以下「状態の維持・改善可能性に係る審査判定」という。）を行い、要介護1又は要支援2のいずれの要介護状態等区分に該当するかの判定を行う。

(3) 被保険者の要介護状態の軽減又は悪化の防止のために必要な療養に関する事項

(4) 居宅サービス、地域密着型施設サービス、施設サービス、介護予防サービス

又は地域密着型介護予防サービスの有効な利用等に関し被保険者が留意すべき事項

- 3 前項の審査対象者のうち、40歳以上65歳未満の者にあつては、主治医意見書により介護保険法施行令（平成10年政令第412号）に規定する特定疾病によって生じている障害（生活機能低下）を原因として要介護状態又は要支援状態となっていることを確認するものとする。
- 4 審査対象者が入院若しくは入所し、又は介護サービスを受けている施設等に所属する委員及び審査対象者の主治医意見書を作成した委員は、当該審査対象者の審査及び判定に限って、判定に加わることができない。ただし、当該審査対象者の状況について意見を述べることは、この限りでない。
- 5 認定審査会は、審査及び判定にあたって必要に応じて審査対象者及びその家族、主治医、認定調査員（以下「調査員」という。）並びにその他の専門家の意見を聞くことができる。

（兼務の禁止）

第5条 市長は、職員を委員として委嘱してはならない。ただし、委員確保が困難な場合であり、かつ、保健・医療・福祉の専門職であつて認定調査等の介護保険事務に従事していない職員については、この限りでない。

- 2 委員は、市の調査員（調査業務受託事業者等を含む）として認定調査に従事することはできない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。その場合であっても、委員が認定調査を行った審査対象者の審査及び判定については、当該委員が所属する合議体で行ってはならない。

（事務局の設置）

第6条 合議体の事務を処理するため事務局を各区役所高齢介護課に置く。

（事務局の所掌事務）

第7条 事務局は、認定審査会が第4条第2項に規定する審査及び判定を行う対象者を決定する。

- 2 事務局は、認定審査会に必要な次の資料を、氏名、住所など個人を特定する情報を削除した上で作成する。
 - (1) 基本調査の調査結果及び主治医意見書を国が配布した一次判定用ソフトウェアにより分析・判定された結果等を表出したもの
 - (2) 特記事項の写し
 - (3) 主治医意見書の写し

- 3 事務局は、審査対象者が入院若しくは入所し、又は介護サービスを受けている施設に所属する委員及び審査対象者の主治医意見書を作成した委員が、当該審査対象者の審査及び判定を行う合議体に含まれないように、審査及び判定を行う合議体の調整を行うものとする。

（議事の記録）

第8条 事務局は、審査判定に関わる議事内容を記録する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、認定審査会の運営に関し必要な事項は、福祉局長が別に定めるものとする。

別表（第3条関係）

合 議 体 の 名 称	所 管 区 域
大宮第1合議体、大宮第2合議体、大宮第3合議体、大宮第4合議体、大宮第5合議体、大宮第6合議体、大宮第7合議体、大宮第8合議体、大宮第9合議体、大宮第10合議体、大宮第11合議体、大宮第12合議体、大宮第13合議体、大宮第14合議体、大宮第15合議体、大宮第16合議体、大宮第17合議体、大宮第18合議体、大宮第19合議体、大宮第20合議体、大宮第21合議体、大宮第22合議体、大宮第23合議体及び大宮第24合議体	西区役所、北区役所、大宮区役所及び見沼区役所の区域
中央第1合議体、中央第2合議体、中央第3合議体、中央第4合議体、中央第5合議体及び中央第6合議体	中央区役所の区域
浦和第1合議体、浦和第2合議体、浦和第3合議体、浦和第4合議体、浦和第5合議体、浦和第6合議体、浦和第7合議体、浦和第8合議体、浦和第9合議体、浦和第10合議体、浦和第11合議体、浦和第12合議体、浦和第13合議体、浦和第14合議体、浦和第15合議体、浦和第16合議体、浦和第17合議体、浦和第18合議体、浦和第19合議体、浦和第20合議体、浦和第21合議体、浦和第22合議体、浦和第23合議体、浦和第24合議体、浦和第25合議体、浦和第26合議体、浦和第27合議体及び浦和第28合議体	桜区役所、浦和区役所、南区役所及び緑区役所の区域
岩槻第1合議体、岩槻第2合議体、岩槻第3合議体、岩槻第4合議体、岩槻第5合議体、岩槻第6合議体及び岩槻第7合議体	岩槻区役所の区域

附 則

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和7年5月1日から施行する。